

(参考資料2)庁舎整備にかかる有利な財源

地方債活用のあらし(参考)

区分	事業名	対象施設 ※1		参考	地方債措置		
		公共施設 ※2	社会基盤施設		公用施設	充当率	交付税措置率
適正管理	①集約化・複合化	○			90%	50%	
	②長寿命化	○	○	令和4年度から空港施設、ダム(本体、放流設備)を対象に追加			
	③転用	○ 他の公共施設への転用		○ 公共施設への転用		①との組合せ(集約化・複合化した残りの施設の転用)も可能	財政力に応じて 30%~50%
	④立地適正化	○				・ 国庫補助事業を補完する事業 ・ 国庫補助事業と一体的に実施する事業 } 対象	
	⑤ユニバーサルデザイン化	○	○	○		庁舎などの公用施設における段差解消やトイレの洋式化も対象	
	⑥除却	○	○	○			
防災・減災対策	⑦緊急防災・減災	○		○	社会基盤施設のうち、不特定多数の者が利用する施設の耐震化については対象	100%	70%
	⑧緊急自然災害防止対策		○		「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」と連携して行う単独事業		
	⑨緊急浚渫推進事業		○		各分野での個別計画(河川維持管理計画等)に基づき緊急的に実施する単独事業		

本庁舎等の公用施設は活用できる制度はほとんどなし

本県で活用する場合、期間延長要望は必須

(期間)①~⑥は令和8年度まで、⑦、⑧は令和7年度まで、⑨は令和6年度まで

※1 公営企業施設は対象外。

※2 公営住宅は対象外。

(留意点) 適正管理の①~⑥全ては公共施設等総合管理計画に基づき行われる事業で、⑥を除き、個別施設計画等に位置付けられた事業が対象。ただし、インフラ長寿命化基本計画において個別施設計画に記載することとされている事項(対象施設、計画期間、対策の優先順位の考え方、個別施設の状態等、対策内容と実施時期、対策費用)が個別施設計画と同種・類似の「施設整備計画」や「統廃合計画」等に全て記載されている場合は、個別施設計画を策定しない場合でも、集約化・複合化事業等の対象となる。

① 集約化・複合化事業

対象事業

- 個別施設計画に位置付けられた以下の集約化事業又は複合化事業(公用施設、公営住宅、公営企業施設は対象外)
建築物(公民館等) : 延床面積の減少を伴うもの
非建築物(グラウンド等) : 施設の数及び維持管理経費が減少すると認められるもの

留意事項

事業期間：令和4年度～令和8年度

制度の延長が必要(前期間H29～R3が延長され、現在R4～R8)

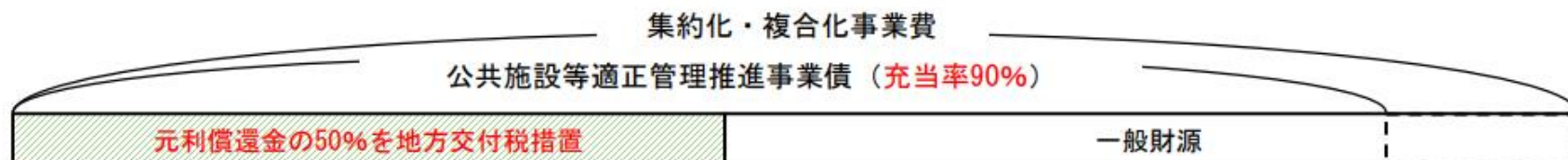
- ・ 統合前の施設の廃止が、集約化又は複合化による統合後の施設の供用開始から5年以内に行われることが必要。
- ・ 国庫補助事業として実施される事業についても対象事業に含まれる。
- ・ 複数の地方公共団体が連携して実施する集約化事業や複合化事業についても、当該事業が連携協約や協定等に基づいて行われる場合には、対象となる。
- ・ 公共施設と対象外施設(庁舎等)を複合化する事業については、対象施設に係る部分に限り対象となる。
- ・ 集約化又は複合化により整備する施設に、整備前の施設にない機能を有した施設を新たに追加して併設する場合、当該追加部分の施設については対象外となる。

(共用部分がある場合は面積按分等)



青少年センター及び生涯学習センターの機能を集約

充当率・元利償還金に対する交付税措置



⑦ 緊急防災・減災事業

○ 東日本大震災等を教訓として全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災のための地方単独事業
(事業期間は令和7年度まで)

制度の延長が必要(前期間H29～R3が延長され、現在R4～R7)

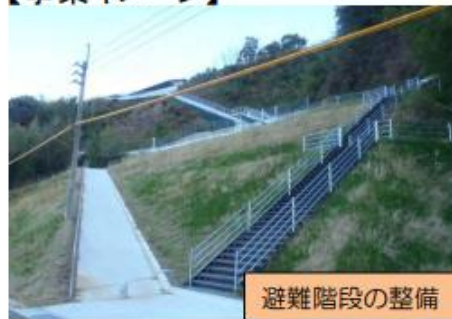
1. 対象事業 ※事業費 5,000億円(令和5年度)

令和3年度より、災害対策本部事務局室、応援職員のための執務室等の施設も対象追加

- ① 大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設整備 (非常用電源、避難路、指定避難所の空調・Wi-Fi・バリアフリー整備 など)
- ② 大規模災害時に迅速に対応するための情報網の構築 (防災行政無線のデジタル化、Jアラートに係る情報伝達手段の多重化 など)
- ③ 浸水対策等の観点から移転が必要と位置付けられた公共施設等の移設
- ④ 消防広域化事業等 (広域消防運営計画等に基づき必要となる消防署所等の増改築、消防車両等の整備 など)
- ⑤ 地域防災計画上に定められた公共施設等の耐震化

※ 令和5年度は、新たに社会福祉法人・学校法人が行う指定避難所の生活環境改善のための取組への支援及び消防本部への水中ドローンの配備を対象事業に追加
※ 特定地域の振興や生活環境の整備のための一部の国庫補助金(離島活性化交付金等)を受けて実施する事業を含む

【事業イメージ】



2. 充当率・元利償還金に対する交付税措置

緊急防災・減災事業債 (充当率100%)

元利償還金の70%を地方交付税措置

一般財源

(参考資料2)庁舎整備にかかる有利な財源

脱炭素化推進事業

- 地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する地方公共団体実行計画に基づいて行う公共施設等の脱炭素化に係る地方単独事業
(事業期間は令和7年度まで)

制度の延長が必要

対象事業 ※事業費 1,000億円 (令和6年度)

- ① 再生可能エネルギー設備等の整備に関する事業
(太陽光発電設備、バイオマス発電設備、熱利用設備 など。ただし売電を主たる目的とする場合には、地域内での消費を主たる目的とするものであること。)
- ② 公共施設等をZEB基準に適合させるための改修事業等 (空気調和設備、照明設備、太陽光発電設備 (売電を主たる目的とするものを除く) など)
- ③ 公共施設等を省エネ基準に適合させるための改修事業等 (空気調和設備、照明設備、給湯設備 など)
- ④ 公共施設等のLED照明導入のための改修事業
- ⑤ 電動車の導入 (公用車に係る電気自動車、燃料電池自動車及びプラグインハイブリッド自動車に限る) 及び充電設備の整備 (主として公用車に充電を行うもの)

※ ①及び②は新築・改築も対象

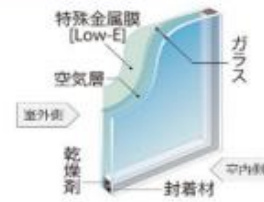
※ ZEB (Net Zero Energy Building) とは、一定の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物

【事業イメージ】

再生可能エネルギー (太陽光) 設備



公共施設等のZEB化
(屋根の高断熱化・複層ガラスの導入)



電気自動車の導入



充当率・元利償還金に対する交付税措置



(参考資料2)庁舎整備にかかる有利な財源

(4) 公共施設等のZEB化(新築)

山口県
山口市

事業の概要

令和6年度に竣工する新本庁舎棟は、建物西側に日射を遮蔽する外壁を設置する等で「ZEB Oriented」を達成する。新本庁舎の需要電力については、太陽光発電(83kW)をオンサイトPPAにより導入するとともに、令和6年度に設立する地域新電力会社(太陽光発電と廃棄物発電が主電源)からの電力供給により賄う。

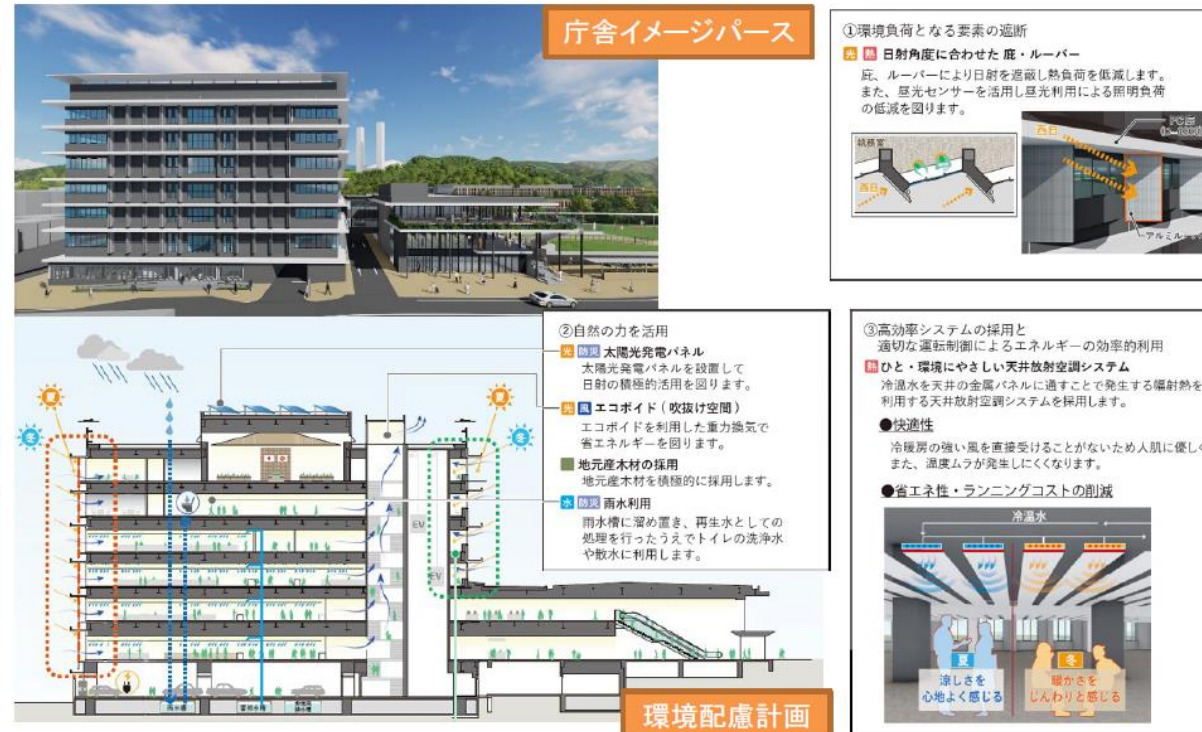
事業のポイント

- LED照明の導入、照明器具の制御、居住域空調の実施、高効率機器の採用、BEMSの導入、外壁の高断熱化、Low-Eガラスの導入、日射角度に合わせた庇・ルーバー、自然通風・自然換気、エコボイド(吹抜け空間)、CO2濃度による変風量制御等を導入

事業実施期間：R4～R6年度
新本庁舎棟事業費 約136億円
(うちZEB化7.5億円)

事業の効果

- 新本庁舎棟に「放射空調設備」や「自動制御設備」等を導入し、省エネ化を図ることで一次エネルギー消費量を40%削減するとともに、二酸化炭素排出量を年間で600t以上削減する見込み。



(参考資料2)庁舎整備にかかる有利な財源

(4) 公共施設等のZEB化(新築)

岐阜県
各務原市

事業の概要

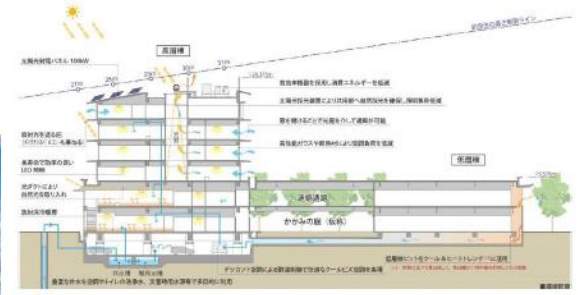
新築庁舎に省エネルギー技術の導入と様々な環境負荷低減手法の採用により、「ZEB Ready」に認証された。災害対策の中核となる高層棟は免震構造を採用し、自家発電設備等の設備を備えてインフラ途絶時も庁舎機能を維持し継続的な災害対応を可能とした。

事業のポイント

- 1 窓口空間の空調は床からの放射熱空調(放射床冷暖房)で冬季の底冷えを防止するとともに夏期の冷房効率を向上
- 2 低層棟のピットを活用したクール&ヒートレンヂで外気を導入し、井水熱やコジェネ排熱、太陽熱を使った調湿制御(デシカント空調システム)で快適なクールビズ空調を行う
- 3 光ダクトによる自然採光の確保により、照明負荷を軽減

事業実施期間: R元~R5年度
総事業費 97億円(うちZEB化7.1億円)

庁舎全景



環境配慮計画全容



光ダクトシステムの採用

事業の効果

- 100kWの太陽光発電パネルの導入、井戸水の冷暖房用熱源水等利用により、一次エネルギー削減率は、創エネを除く場合は50%、含む場合は56%を達成し、「ZEB Ready」に認証された。
- 経済効果として、旧庁舎と比べ使用量が電力14.5%、ガス55.8%削減された。